

京都市消費生活条例に基づく商品等表示基準の見直しについて

京都市においてはこれまで、食品表示法（以下「法」という。）とは別に、京都市消費生活条例第14条第1項の規定に基づき商品等表示基準を定め、運用しているところです。この度、国における食品表示の見直しが進められていること等を踏まえ、同基準を次のとおり改正します。

1 京都市消費生活条例に基づく商品等表示基準

本市では、商品等の表示（その単位当たりの価格の表示を除く）の適正化を図り、消費者が商品等を選ぶ際に、必要な情報を正しくかつ分かりやすく得られるよう、法令に別段の定めがある場合を除き、商品等の品質、利用方法その他の商品等の内容及び取引方法に関して、表示すべき事項及び表示方法の基準を「商品等表示基準」として定めている。

2 食品表示基準に関する国の動向

(1) 国においては、食品供給のグローバル化の進展等、国際的な動向を踏まえ、合理的かつシンプルでわかりやすい食品表示制度の在り方について、議論を進めている。

→ 現在は食品ごとに定められている個別ルールを廃止することで、国際的な基準に合わせる方針

(2) 食品表示法の規定に基づく食品表示基準の中で、調理冷凍食品に関しては、横断的な表示ルールに加え、個別義務表示事項が定められている。

(例) 冷凍フライ類などにおける衣の割合や、商品名に付けられた原料含有率の表示ルールなど

→ この点について国が検討した結果、特定の品目にだけ義務を課す合理的な理由がないと判断され、調理冷凍食品の個別ルールについては廃止されることとなり、令和7年3月28日に食品表示基準が改正された。

3 京都市消費生活条例に基づく商品等表示基準の見直し

京都市消費生活条例の規定に基づく商品等表示基準に関しても、調理冷凍食品※について特に定められている項目があるため、上記の国の動向を踏まえ、商品等表示基準を改正する。

※ 法の規定に基づき食品表示基準が定められているものを除く

新旧対照表

現行			改正案		
○別表（食品名1～8 略）			○別表（食品名1～8 略）		
食品名	表示事項	表示方法	食品名	表示事項	表示方法
9 調理冷凍食品（食品表示法第4条第1項の規定に基づき食品表示基準が定められているものを除く。）	<p>1 原材料配合割合 2 使用上の注意</p>	<p>1 原材料配合割合は、商品名に原材料の一部の名称が付けられた製品にあっては、当該原材料の配合時の標準配合比をパーセントの単位で単位を明記して表示すること。 2 使用上の注意は、解凍方法、調理方法等を表示すること。</p>	9 調理冷凍食品（食品表示法第4条第1項の規定に基づき食品表示基準が定められているものを除く。）	<p><u>（削除）</u> <u>1 使用上の注意</u></p>	<p><u>（削除）</u> <u>1 使用上の注意は、解凍方法、調理方法等を表示すること。</u></p>